

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 4 年 10 月 26 日
(初回許可年月日 平成 24 年 1 月 20 日)
許可の有効年月日 令和 9 年 1 月 19 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、
廃水銀等、廃石綿等

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は
保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 10 月 26 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-	
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○	
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○	
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○	
チウラム	△	△	△	△	○	○	○	
シマジン	△	△	△	△	○	○	○	
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○	
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
1・4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○	
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○	

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。